

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月12日

見附市長

見附市規則第33号

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年見附市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第2号中「育児休業をしている職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年12月1日から適用する。